いじめの防止等のための 対策に関する基本的な方針





八女学院中学·高等学校

いじめ防止対策の基本方針

いじめは、人として決して許されない行為であり、重大な人権侵害です。

しかし、現実には、いつでもどこでも、誰にでも起こりうる可能性があります。ですから、本校ではすべての生徒・教職員・保護者が、いじめについての正しい認識と、「本校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持ち、日頃から連携して「未然防止」と「早期発見」および、いじめが認知された場合、「早期対応」に組織的に取り組んでいきます。

《いじめの定義》(いじめ防止対策推進法より)

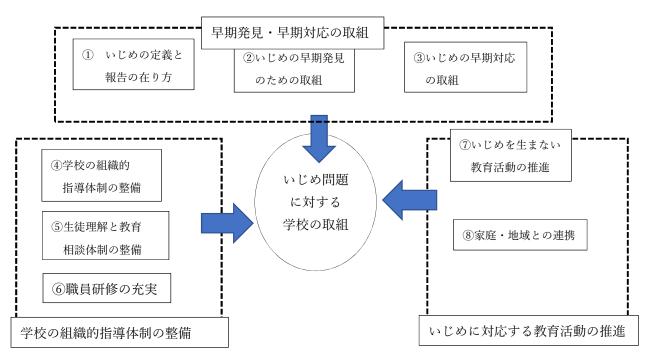
いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめの基本認識》

- 1. いじめは、重大な人権侵害である。決して許される行為ではない。
- 2. いじめは、どの生徒にも、どこの学級でも、どこの学校でも起こり得る。
- 3. いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- 4. いじめは、その行為により暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する場合もある。
- 5. いじめは、教職員をはじめ、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 6. いじめは、学校、家庭、地域社会などが一体となって解決に向けて取り組まなければならない。

〈いじめ防止等の対策のための学校の取組と組織、指導体制〉

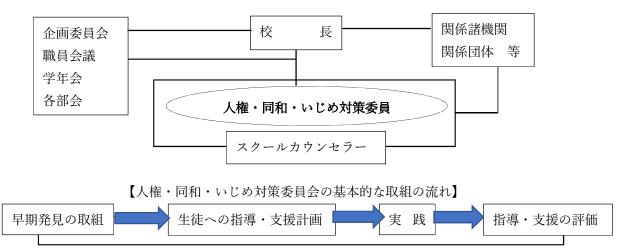
1. 学校の取組 【図Ⅰ いじめ問題に対する学校の取組】



2. 学校の組織

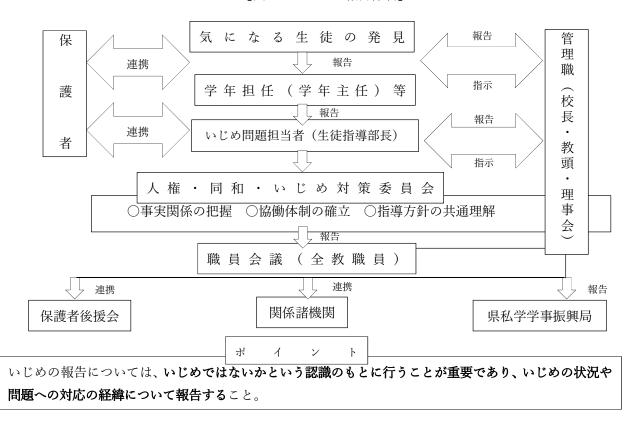
- (1)人権・同和・教育推進・いじめ対策委員会(週1回程度の開催を原則とする。必要に応じて適宜開催する) 構成:管理職(校長・教頭・副教頭)、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、同和教育担当、スクールカ ウンセラー等
- (2) 八女学院中学・高等学校の組織的指導体制

【図II 八女学院中学・高等学校の組織的指導体制】



- 3. いじめ防止に対する取組
- (1) いじめについての実態調査 学校生活アンケートを定期的(6月・10月・2月など)に調査し生徒からのサインを把握する。
- (2) いじめに関する事象についての把握と対応

【図Ⅲ いじめの報告体制】



- (3) いじめ対策委員会の役割
 - ○いじめの事例に対する指導方針・対応方法等の検討
 - ○いじめの早期発見に向けた「総点検」の定期的な実施と把握
 - ○全生徒を対象とした教育相談週間の学期に1回程度の実施と結果の把握
- (4) 生徒指導部の役割
 - ○年度当初に「いじめの早期発見・早期対応」に関する研修会の実施
 - ○夏季休業期間等に、いじめ問題に関する研修会の実施
 - ○いじめの発生時における緊急の会議・研修会の開催
- (5) 職員会議での確認事項
 - ○いじめに関する指導方針・指導方法等の共通理解
 - ○気になる生徒に関する情報交換と指導方針等についての共通理解
- (6) 職務による役割

__ 《コーディネーターとしての人権・同和・いじめ対策委員長の役割》

- ○「人権・同和・いじめ対策委員会 | の企画と運営
- ○個々の事例に対する具体的な指導・助言
- ○いじめに関する校内研修の企画と運営
- ○各主任・部長やスクールカウンセラー等との連絡・調整
- ○関係諸機関や中学校・高等学校間との連携等

○教頭・副教頭

- 【他の部長・主任等の役割】 -

- ・「いじめ対策委員会」等の運営・及び運営に関する指導・助言
- ・いじめのチェックや共通理解のための会議・教育相談の実施等のための校務運営の工夫・改善
- ・教職員の指導状況についての指導・助言
- ・保護者後援会や関係機関との連携等
- ○生徒指導部長
- ・人権・同和・いじめ対策委員長との連携による、いじめ問題に関する取組状況の把握
- ・いじめの未然防止に向けた啓発活動
- ・加害生徒・被害生徒への聞き取り調査および加害生徒に対する処分の原案作成
- ○教務部長
- ・人権・同和・いじめ対策委員長との連携による、いじめ問題に関する取組状況の把握
- ・いじめの未然防止に向けた、教育課程の編成・実施・評価による積極的生徒指導の推進
- ○養護教諭
- ・生徒の心身の健康に関する指導
- ・各担任等への情報提供
- ・生徒の心の居場所づくりへの支援等
- ○学年主任
- ・学年での情報の共有を図る具体的な方策の実施
- ・いじめ問題に関する取組の各学級での取組状況の把握と指導・助言等
- ○生徒会担当
- ・いじめ問題との関りで適切な指導・助言等

4. いじめ防止等に関する取組

- (1) いじめの未然防止
- ①生徒たちが、周囲との信頼関係の中で安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や 学校行事に自主的・主体的に活動できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ②いじめについて校内研修や職員会議で周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- ③道徳教育、人権教育、特別活動費を通じて、生徒たちが集団の中でお互いの人格を尊重できる態度を養うよう努める。
- ④生徒たちが、いじめについて自らのことと考える場(道徳教育、人権教育等)を設定する。 学校生活の中で起こり得るいじめを見逃さず、いじめは絶対許さない、許されないという意識と態度を身 に付ける。
- ⑤学校生活での悩みの解消、軽減を図るためにスクールカウンセラーなどを活用する。
- ⑥教職員の不適切な認識や言動で生徒の心を傷つけたり、他の生徒のいじめを誘発、助長、黙認することが ないよう注意を払う。
- (2) いじめの早期発見
- ①生徒のささいな変化を見逃さない
 - ・学級で出席をとる際、一人ひとりの表情を見て声を聞いて日々の変化を見る。
 - ・学級日誌や個人ノートを通して学級の様子や生徒個人の変化を把握する。
 - ・休み時間や昼休み、清掃の時間や放課後の生徒の友達との様子を観察する。
 - ・保健室での様子を養護教諭などと連携して情報交換を行う。
 - ・生徒の生活アンケート調査等を定期的に行い、情報を得る。 また、実態に応じて適宜アンケート調査を行う。
 - ・相談箱の活用による実態把握。
 - ・部活動での人間関係を常日頃観察する。
 - ・保護者との連携を日頃から図り、家庭などでの様子の変化等の情報を得る。

②情報の共有

- ・担任、教科授業担当、部活動顧問、養護教諭等の教職員が、生徒を見守る中で得られた情報やささいな 変化を共有し、早め早めの対応を検討し解決を図る。
- ・学年会議や生徒指導部会で情報の共有と対応の共通理解を図る。
- (3) いじめの早期対応
- ①生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や情報、訴えがあった場合は、真摯に対応し、情報を整理し、ささいな兆候であっても早い段階から関りを持つようにする。
- ②いじめられた生徒やいじめの情報を知らせてきた生徒への対応
 - ・いじめられた生徒やいじめの情報を知らせてきた生徒から話を聞く場合は、複数の教職員が連携して対応にあたり、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、状況に応じて、この生徒たちを守るため、登下校、休み時間、清掃時間、部活動中、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
 - ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う場合、いじめられている生徒にも責任があるという考え 方があってはならない。「君がわるいのではない」ことをはっきりと伝える。

生徒のプライバシーや個人情報の取扱い等には、十分に配慮する。

- ・保護者への対応として、その日のうちに家庭訪問を行うなど、迅速に事実関係を伝える。 いじめられた生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、 できる限り不安を取り除くように努める。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、保護者とも連携して、状況に応じて必要とされる支援を行う。

③いじめた生徒への指導ならびに保護者への対応

- ・いじめた生徒から事実確認をする場合は、複数の教職員が連携して対応し、いじめの行為を行うに至った経緯や背景、心情などを聴き取る。
- また、いじめた生徒に対して、いじめはお互いの人格を傷つけ、生命、身体または財産などを脅かす行 為であることを理解させ、自らの責任の重大さを理解させる。
- ・いじめた生徒に心理的な孤立感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と 粘り強い指導を行う。
- ・いじめた生徒の保護者には、迅速に正確な事実確認を説明するとともに、いじめられた生徒の心情を伝え、「いじめは決して許されない行為である」という姿勢を示し、事実の重大さを認識させる。
- ・学校と保護者が連携して今後の対応を進められるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継 続的な助言を行う。

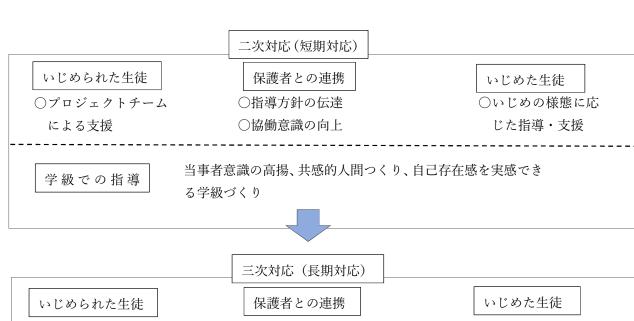
④周囲の生徒たちに対する対応

- ・教職員は、「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分のこととしてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせること はできなくても誰かに知らせる勇気を持つことが大切であることをうながす。

はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定・助長していることを理解させる。

(4) いじめ問題への対応の手順

【図IV いじめ問題への対応の手順】 サインの発見 本人の訴え いじめの発見 保護者からの報告 生徒からの報告 一次対応(緊急対応) 保護者との連携 いじめた生徒 いじめられた生徒 ○事実関係の把握 ○事実関係の把握 ○事実関係の報告 ○周囲の生徒 ○心のケア ○信頼関係の構築 ○事実関係の確認 ・安全の確保 ・全面的な支援 いじめ対策(拡大)委員会 協働体制の確立 関係諸機関との連携 県私学学事振興局 指導方針の共通理解



○適応の促進

○家庭の教育力の向上

○規範意識の育成

人間関係づくりの改善

全校での指導

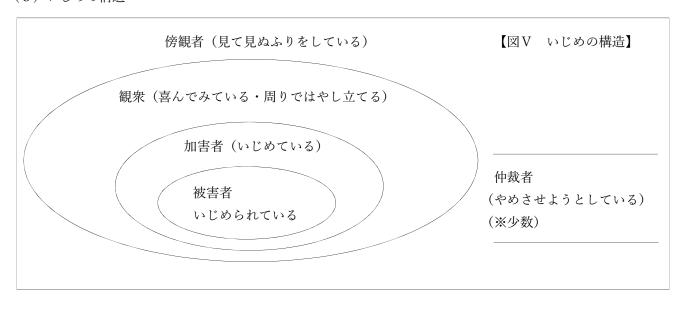
○対人関係能力の向上

人権意識を高める道徳・特別活動等の実績 いじめ問題を解決できる学級・学年集団育成の指導の充実



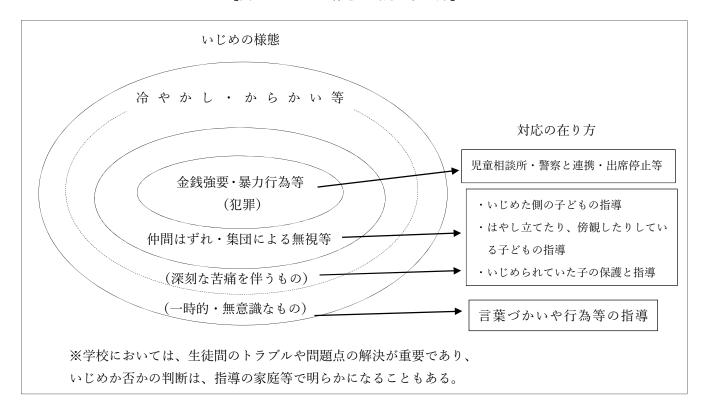
いじめの未然防止に向けた取組

(5) いじめの構造



(6) いじめの様態と対応の在り方

【図VI いじめの様態と対応の在り方】



(7) インターネット上のいじめの対応

インターネット上のいじめについては、教職員や保護者の目につきにくい。

発見しにくいパソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷をインターネット上の掲示板やLINEで書き込み、そのやり取りでいじめに発展していく可能性がある。学校での携帯電話等の持ち込み禁止指導や情報モラル教育、指導だけでは限界がある。

家庭での指導も不可欠であり、保護者と連携・協力し、学校と家庭で指導を進めていく。

情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、教職員は研修会等を通じて常に新しい問題に関心を持つことも重要である。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 校長が、いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な事態が生じた疑いがあると認めたとき。

(例えば)

- ・生徒が自殺を企画した場合や身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害と被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。

などのケースを想定。

- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
 - ・「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえた目安とする。
 - ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査し対応にあたる。
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、迅速に調査し対応に あたる。

(2) 重大事態への対応

校長が、重大事態と判断した場合、直ちにいじめ問題対策拡大委員会を中心にスクールカウンセラー、 専門的知識及び経験者を加えた組織で事実関係を調査し、事態の解決にあたる。

また、校長はいじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査より明らかになった事実関係について適時・適切な方法で経過説明を行う。

校長は、調査結果を理事長並びに県私学学事振興局に報告する。

【参考・引用】福岡県いじめ問題総合対策 平成19年2月 福岡県教育委員会 この方針は、平成26年3月27日に定められ、平成26年4月1日施行する。

1 いじめ問題の基本的視点

(1) 定義

何々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省の定義)

(2) とらえ方

- ① いじめは、一人又は集団で、特定の者に対して暴力を振るったり、仲間はずれにしたり、集団による無視などを繰り返し、長期にわたり相手に精神的、肉体的な苦痛を与える行為である。
- ② いじめは、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童生徒の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である。

(3) 態様

① 肉体的苦痛を与えるもの

殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 倒す 閉じ込める たたく 髪の毛を引っ張る 水や泥をかける プロレスごっこの強要 つねる けんかをさせる 火を押し付ける 鉛筆やコンパス・画鋲などを突き刺す など

② 精神的苦痛を与えるもの

[無視]

話かけない 返事をしない 等

[嫌がらせ]

物を隠す 汚す 壊す 冷やかす からかう 嫌がるあだ名で呼ぶ 落書きをする 悪いうわさを流す いたずら電話をする 使い走りをさせる 質問を強要する

発言に故意に反論する 親切の押し付けをする 携帯やパソコンから悪質なメールを送る 等

「言葉によるもの〕

相手の嫌がる言葉で攻撃する

(キモイ ウザイ キショイ デブ バイキン 不潔 死ね 等)

[仲間外れ]

集団に入れたくない そばに近寄らない 一緒の行動を取らせない みんなでにらむ 暴言を吐く 等

③ 犯罪行為

金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力(殴る・蹴る) けがを負わせる 等

④ 性的ないじめ

服を脱がす 抱きつかせる 性的行為の強要 等

「いじめ」は絶対に許させない人権侵害の行為です。



「いじめ」を防止するために!

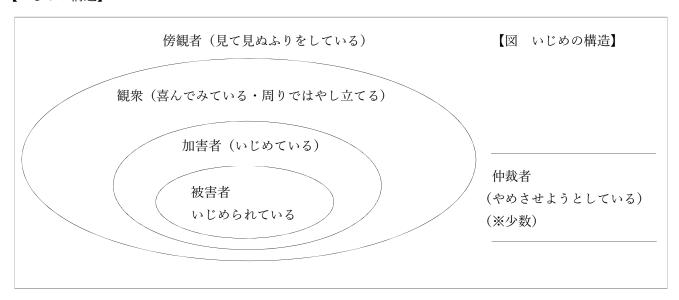
八女学院 中学・高等学校 人権・同和・いじめ対策委員会

「いじめ」は絶対に許されない人権侵害の行為です。

本校は、「いじめ防止対策の基本方針」を策定し、「いじめ」撲滅のために真剣に取り組んでいます。 本校では、「いじめ」に対して毅然とした対応を進めています。

下記の「いじめの構造」や「いじめの様態とその対応の在り方」を参考に「いじめ」について考えます。

【いじめの構造】



【いじめの様態と対応の在り方】

(図 いじめの様態と対応の在り方) いじめの様態 冷 や か し ・ か ら か い 等 対応の在り方 児童相談所・警察と連携・出席停止退学等 (犯罪) 中間はずれ・集団による無視等 ・はやし立てたり、傍観したりしている子どもの指導 ・いじめられていた子の保護と指導 ・いじめられていた子の保護と指導 ・いじめられていた子の保護と指導